

2027年度 公立豊岡病院組合 医師修学資金貸与制度 ～募集要項～

問合せ先

〒668-8501

兵庫県豊岡市戸牧 1094 番地

公立豊岡病院組合 人材育成・研修支援センター

【公立豊岡病院2階】

Tel (0796)22-6111 内線 2255

Fax (0796)22-0170

はじめに～制度の目的と概要～

この修学資金制度は、将来公立豊岡病院組合が経営する病院及び診療所（以下、「組合立病院等」という。）で診療に従事する医師を確保することを目的に、医学生に修学資金を貸与し、一定期間、組合立病院等で勤務することにより修学資金の返還及び返還利息を免除する制度です。

1. 対象者

下記の要件を備えている者

- (1) 兵庫県但馬地域又は京都府丹後地域における就学又は在住歴を有すること
- (2) 学校教育法に規定する大学の医学を履修する課程に在学していること
- (3) 大学を卒業後、医師として組合立病院等で勤務する意思を有していること
- (4) 地方公務員法第 16 条各号に該当しないこと
- (5) 公立豊岡病院組合以外の団体から医師の確保を目的とした修学資金の給付又は貸与を受けていないこと

2. 貸与期間

正規の修学年限内（6 年以内）

被貸与者が長期欠席、休学又は留年した等の場合は修学資金の貸与を一時停止します。

3. 修学資金貸与額

6 年間貸与の場合 総額 10,200,000 円

〔	大学 1 年生～4 年生	月額 125,000 円	年額 1,500,000 円
	大学 5 年生～6 年生	月額 175,000 円	年額 2,100,000 円

修学資金は、4 月（又は 5 月）、7 月、10 月及び翌年 1 月にそれぞれ 3 ヶ月分を指定の銀行口座に振り込みます。

4. 返還利息

修学資金には、貸与した日の翌日から最後に貸与した日（大学卒業の年の 3 月 31 日まで）の日数に応じて、貸与金に年 10 パーセントの割合（単利）で計算した利息が発生します。

5. 連帯保証人

独立した生計を営む成年者 2 名が必要です。

6. 組合立病院等における勤務と修学資金及び返還利息の返還免除

注)2023 年度貸与者から、勤務期間の計算方法を変更していますのでご注意ください。

- (1) 被貸与者は、原則として初期臨床研修の開始から概ね 10 年以内に、公立豊岡病院組合の医師として下表に定める期間勤務する必要があります。

- (2) この期間中、医師のキャリア形成に必要があると管理者が認めた場合は、組合立病院等以外で研修を行うこともできます。
- (3) 上記(1)の勤務を終了した場合、貸与した修学資金及び返還利息の返還を免除します。

勤務が必要な期間

貸与期間	勤務期間
4年未満	4年
4年以上	貸与期間と同じ期間

- ① 組合立病院等の初期臨床研修医として勤務した期間は、2分の1に換算します。
(控除する月数に1月未満の端数がある場合はこれを切り捨て)
- ② 上記(2)の研修期間は、返還免除に必要な勤務期間には含まれません。

7. 修学資金の返還

- (1) 次の場合に修学資金の返還を求めます。

- ① 修学資金の貸与の決定が取り消されたとき
- ・大学を退学したとき
 - ・心身の故障のため修学の見込みが無くなったとき
 - ・学業の成績又は性行が著しく不良であると認められるとき
 - ・公立豊岡病院組合以外の団体から医師の確保を目的とした修学資金の給付又は貸与を受けたとき
 - ・組合立病院等で勤務する意思を失ったとき
 - ・地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当したとき
 - ・修学資金の貸与を辞退したとき
 - ・上記の他、修学資金を貸与することが不適当と認められるとき
- ② 返還の猶予が受けられないとき
- ・大学卒業後2年以内に医師免許を取得できなかったとき
 - ・正当な理由がなく、上記6に定める期間、組合立病院等で勤務しなかったとき
- ③ 死亡、心身の故障で医師の業務に従事できないとき

※組合立病院等に在職している期間中であって、業務に起因する場合は除く。

注) 返還の免除に必要な勤務期間を満たさずに制度から離脱した場合は、修学資金の全額と貸与金に対し年10パーセント(単利)の割合で計算した利息の支払いが必要となります。

- (2) 管理者が特に必要と認める場合、修学資金の返還を猶予し、又は返還すべき金額を分割納付できる場合があります。
- (3) 修学資金を返還すべき日までに、正当な理由なく修学資金を返還しなかった場合は、修学資金を返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じて、返還すべき金額に年14.5パーセント(単利)の割合で計算した延滞利息を加算した金額を支払っていただきます。

2027年度の募集について

1. 募集人員

2027年度医師修学資金貸与医学生（新規）・・・若干名

2. 応募資格

下記要件を備えている者

- (1) 兵庫県但馬地域又は京都府丹後地域における就学又は在住歴を有することを原則とする
- (2) 学校教育法に規定する大学の医学を履修する課程に進学の予定（受験予定）、もしくはは在学中であること
- (3) 大学を卒業後、医師として組合立病院等で勤務する意思を有していること
- (4) 地方公務員法第16条各号に該当しないこと

注）地方公務員法第16条に規定する欠格条項

- ・成年被後見人又は被保佐人
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 公立豊岡病院組合以外の団体から医師の確保を目的とした修学資金の給付又は貸与を受けていないこと

3. 選考日時及び会場

選 考 日 時	選 考 会 場
2026年12月14日(月) 午後1時30分～	公立豊岡病院組合 職員会館1階 サークル室 兵庫県豊岡市戸牧1094番地

4. 選考方法内容

面接 : 個別面接 20分程度

身体検査 : 提出いただく健康診断書等によって、傷病等により職務に支障があると認められる場合などには、採用されないことがあります。

5. 応募方法

受 付 期 間	2026 年 11 月 2 日（月）～ 11 月 30 日（月）必着 ※締切日直前に応募される場合は、念のため人材育成・研修支援センターにご連絡ください。 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝祭日は除く。） 【連絡先】公立豊岡病院組合 人材育成・研修支援センター Tel：（0796）22-6111 内線 2255
提 出 先	〒668-8501 兵庫県豊岡市戸牧 1094 番地 公立豊岡病院組合 人材育成・研修支援センター（公立豊岡病院 2 階）
提 出 書 類	① 修学資金貸与申請書（様式第 1 号） ② 履歴書（専用の用紙に記入し、写真を貼付すること） ③ 健康診断書 ※申請日以前 2 ヶ月以内に受診したもの ※医療機関において作成した健康診断書であって労働安全衛生規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号）第 43 条（雇入時の健康診断）に定める項目を満たすもの ④ 誓約書（様式第 2 号） ⑤ 連帯保証人 2 名の印鑑証明書 ※ <u>上記①及び④に押印された印鑑の印鑑証明</u> とします。 （注 1）受験に際しての提出書類は、一切返却いたしません。
合格・在学証明 （ 後 日 ）	※修学資金の貸与が内定した場合は、次の証明書を期日までに提出してください。 ①入学予定大学の合格通知書の写し・・・2027 年 3 月 23 日（火）まで ②入学予定大学の在学証明書・・・・・・2027 年 4 月 12 日（月）まで

6. 選考の結果発表（内定通知）

2026 年 12 月 25 日（金）までに、本人宛てに通知します。

※被貸与の決定通知（正式決定）は、大学在学を確認してから実施します。

7. 内定者説明会の実施

修学資金の貸与内定者には、次の日程で貸与制度及び提出書類の説明会を実施します。説明会には貸与内定者（本人）及び連帯保証人（いずれか 1 人）の出席をお願いします。

説 明 会 日 時	説 明 会 会 場
2027 年 3 月 12 日（金） 午後 2 時～ ※1 時間程度	公立豊岡病院組合 職員会館 1 階 サークル室 兵庫県豊岡市戸牧 1094 番地

8. その他

新たに医師修学資金の貸与を受ける者を対象に、修学資金に一時金を加算して貸し付ける修学一時資金貸付制度を設けています。詳しくは、次頁をご覧ください。

【参考】

○労働安全衛生規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号）第 43 条（雇入時の健康診断）に定める項目

- 一 既往歴及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力(千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る聴力をいう。)の検査
- 四 胸部エックス線検査
- 五 血圧の測定
- 六 血色素量及び赤血球数の検査
- 七 血清グルタミックオキサロアセチクトランスアミナーゼ (GOT)、血清グルタミックピルビクトランスアミナーゼ (GPT) 及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ (γ -GTP) の検査
- 八 低比重リポ蛋白コレステロール (LDL コレステロール)、高比重リポ蛋白コレステロール (HDL コレステロール) 及び血清トリグリセライドの量の検査
- 九 血糖検査
- 十 尿中の糖及び蛋白の有無の検査
- 十一 心電図検査

医師修学一時資金貸付制度

1. 趣旨

公立豊岡病院組合立病院の医師の確保を目的に、公立豊岡病院組合医師修学資金貸与制度により修学資金の貸与を受ける者を対象に修学一時資金を加算して貸し付けます。

2. 対象者

新たに公立豊岡病院組合医師修学資金貸与制度により修学資金の貸与を受けようとする者又は貸与中の者で、新たに修学一時資金の貸付を希望する者。

※別紙、『修学一時資金貸与申請書』により申請してください。

3. 募集人員

若干名

4. 貸付の限度額

入学金、授業料、施設設備費、教育充実費等正規の修学年限内に本人が支払うべき学費の範囲内で 20,000,000 円を限度とします。ただし、貸付は 1 回に限ります。

※ただし、予算の都合により希望額を貸付できない場合があります。

5. 利息

修学一時資金は無利息とします。

※ただし、返還期日までに返還の無い場合は延滞利息が発生します。

6. 返還期間

修学一時資金は、初期臨床研修開始後 10 年以内に、月賦若しくは半年賦の方法で、返還しなければなりません。

問い合わせ先 公立豊岡病院組合 人材育成・研修支援センター 電話 0796-22-6111（内線 2255）
